

保護者 各位

久喜市長 梅田 修一

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に関連した保育所等の利用自粛  
について（お願い）

日ごろより、本市の保育行政に対して、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、保育所等の利用自粛をお願いしているところですが、令和2年4月28日付で埼玉県より、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関連し、引き続き保育所等における保育の提供の縮小等について要請がありました。

保育所等につきましては、引き続き開園となりますが、国から事業の継続を要請されている事業所にお勤めの場合や、真にやむを得ない事情により、ご家庭等での保育が困難な場合を除き、保育園の利用を自粛いただきますよう改めてお願いいたします。

なお、この自粛要請に応じ、下記対象期間に保育所等を休んだ場合は、日数に応じて保育料を減免します。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みに、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 対象施設 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所
- 2 対象期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで  
※今後の動向により延長の可能性があります。
- 3 保育料減免対象者 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自粛要請に応じて、対象期間に保育所等を休んだ方
- 4 減免申請 減免申請の方法は、在園する保育所等を通じて、別途お知らせします。  
(久喜市以外に在住の方は、減免の有無等について、お住まいの自治体にお問い合わせください。)

担当： 久喜市保育課 保育係

電話 0480-22-1111（内線 3326, 3328）